

熊本県公報

号外 第 6 号
平成 15 年 3 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県立大学学則の一部を改正する規則	(私学文書課) 1
告 示	
○自転車歩行者専用道路の指定	(道路維持課) 2
○道路の区域変更	(") 2
○ " "	(") 3
○ " "	(") 3
○道路の供用開始	(") 4
○ " "	(") 4
登 載 依 頼	
○熊本県教職員等記章規程	(教育委員会) 5
○熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則	(") 6

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県立大学学則の一部を改正する規則

- (1) 文学部の卒業に必要な単位数を 124 単位以上から 125 単位以上に改めることとした。
(第 44 条第 1 項関係)
- (2) 施行日
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (3) 経過措置
- ① 改正後の第 44 条第 1 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以降に入学した者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例によることとした。
- ② 平成 15 年 4 月 1 日以降において、大学に転入学し、編入学し、又は再入学した者に係る改正後の第 44 条第 1 項の規定の適用は、当該者が属する年次の在学者に関する第 44 条第 1 項の規定の適用の例によることとした。

規 則

熊本県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 13 号

熊本県立大学学則の一部を改正する規則
熊本県立大学学則（昭和 55 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
第 44 条第 1 項中「124 単位」を「125 単位」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 改正後の第 44 条第 1 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以降に入学した者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。
- この規則の施行の日以降において、大学に転入学し、編入学し、又は再入学した者に係る改正後の第 44 条第 1 項の規定の適用については、当該者の属する年次の在学者に関する第 44 条第 1 項の規定の適用の例による。